

**改正**

令和5年3月16日規則第24号

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例施行規則

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例施行規則（平成15年矢板市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第41号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

**第2条** 条例第7条第1項の規定により、矢板市八方ヶ原交流促進センター（以下「交流促進センター」という。）の施設の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八方ヶ原交流促進センター利用許可申請書（別記様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が支障ないと認めるときは、利用許可申請書の提出を省略することができる。

- 2 前項の利用許可申請書は、6月前から7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が交流促進センターの管理に支障がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 交流促進センターの利用期間は、1回の申請につき10日を限度とする。ただし、指定管理者が交流促進センターの管理に支障がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 申請に係る利用の許可の順位は、申請の順序による。

（利用の許可）

**第3条** 指定管理者は、前条の利用許可申請について適当と認めたときは、利用の許可を決定し、八方ヶ原交流促進センター利用許可書（別記様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第1項ただし書により、利用許可申請書を省略した場合は、この限りでない。

（利用の変更又は取消し）

**第4条** 交流促進センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可書の内容を変更又は取消しをしようとするときは、速やかに指定管理者に申し出なければならない。

(利用時間等)

**第5条** 交流促進センターの利用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとし、条例第6条に規定する時間内とする。

- 2 交流促進センターを利用する場合において、利用開始後の時間の延長利用は認めない。ただし、指定管理者が他の利用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(特別の設備等の申請等)

**第6条** 条例第12条の規定により利用者が特別の設備等に係る原状の変更をしようとするときは、八方ヶ原交流促進センター原状変更許可申請書（別記様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請があった場合においては、その可否を決定し、八方ヶ原交流促進センター原状変更許可・不許可通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(原状回復等)

**第7条** 利用者は、条例第14条の規定により交流促進センターの原状回復を終えたときは、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

- 2 原状回復に要する経費は、利用者の負担とする。

(市長による管理)

**第8条** 条例第16条第1項の規定により、市長が交流促進センターの管理を行う場合においては、第2条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、次条中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」とする。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が市長と協議して、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例施行規則（平成15年矢板市規則第9号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみす。

附 則（令和5年3月16日規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号(第2条関係)  
別記様式第1号(第2条関係)

八方ヶ原交流促進センター利用許可申請書

年 月 日

(指定管理者又は矢板市長) 様

住 所  
申請者  
氏 名 (※)  
※ 本人(代表者)が手書きしない場  
合は、記名押印してください。

八方ヶ原交流促進センターを利用したいので、次のとおり申請します。

利用の目的			
利用施設名	1 展示室                      2 その他(                      )		
利用日時	自        年    月    日(    )    時～    時		日間
	至        年    月    日(    )    時～    時		
利用責任者		連絡先	
備 考			



別記様式第3号(第6条関係)  
別記様式第3号(第6条関係)

八方ヶ原交流促進センター原状変更許可申請書

年 月 日

(指定管理者又は矢板市長) 様

住 所  
申請者  
氏 名 (※)  
※ 本人(代表者)が手書きしない場  
合は、記名押印してください。

次のとおり原状の変更をしたいので、申請します。

利用許可日	年 月 日	許可番号	第 号
利用施設名	1 展示室                      2 その他(                      )		
利用日時	自            年 月 日( )            時～            時		日間
	至            年 月 日( )            時～            時		
利用目的			
変更場所			
変更の理由			
変更の内容			
備 考			

別記様式第4号(第6条関係)  
別記様式第4号(第6条関係)

八方ヶ原交流促進センター原状変更許可・不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

(指定管理者又は矢板市長) 印

年 月 日付けで申請のあった原状の変更について、次のとおり通知します。

利用許可日	年 月 日	許可番号	第 号
利用日時	自 年 月 日( ) 時～ 時 至 年 月 日( ) 時～ 時		日間
利用目的			
変更場所			
変更の理由			
変更の内容			
<input type="checkbox"/> 許可	(条件) <input type="checkbox"/> 変更については、管理者と十分に打ち合わせをすること。 <input type="checkbox"/> 変更後必ず原状に回復し管理者の点検を受けること。		
<input type="checkbox"/> 不許可	<input type="checkbox"/> 施設管理上 <input type="checkbox"/> 消防防災上 <input type="checkbox"/> その他( )		
備考			